

会 議 記 録 (1)

会 議 名 称	令和4年度第2回北本市地域福祉推進委員会
開 会 及 び 閉 会 日 時	令和4年8月23日(火) 13時30分から15時00分まで
開 催 場 所	3-E会議室
議 長 氏 名	高島恭子
出 席 委 員 (者) 氏 名	高島恭子 深谷 忍 吉野道子 奥山美穂 白石春彦 鹿島二郎 近藤洋子 吉田伸吾 荒井理恵子 仲谷まり 松崎 剛 佐藤 佐 醍醐 隆 山賀朋子
欠 席 委 員 (者) 氏 名	浅野 勉
説 明 者 の 職 氏 名	共生福祉課長 吉田美佐男 共生福祉課主幹 宮部亜由美 共生福祉課主幹 長島俊介 北本市社会福祉協議会 星野祐一
事 務 局 職 員 職 氏 名	共生福祉課長 吉田美佐男 共生福祉課主幹 宮部亜由美 共生福祉課主幹 長島俊介 北本市社会福祉協議会 星野祐一
会 議 次 第	1 開 会 2 議 題 (1) 第三次北本市地域福祉計画・地域福祉活動計画素案について (2) その他 3 閉 会
配 布 資 料	会議次第 資料 1 第三次北本市地域福祉計画・地域福祉活動計画素案の構成につ いて 資料 2 第三次北本市地域福祉計画・地域福祉活動計画素案

発言者	発言内容
事務局	<p>1 開会</p> <p>(あいさつ)</p> <p>(配付資料の確認)</p> <p>(会議の公開非公開および会議資料の閲覧について説明)</p>
議長 (委員長)	<p>(あいさつ)</p> <p>会議の公開非公開および会議資料の閲覧について、事務局より説明がありました。本委員会の会議は公開とし、会議資料の閲覧について同意するというので、よろしいでしょうか。</p>
一同	<p>(異議なし)</p>
議長 (委員長)	<p>本委員会は公開といたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の会議の傍聴について、事前に希望をとりましたが、希望者はいなかったことをご報告させていただきます。</p> <p>議事の進行に関しては、地域福祉推進委員会設置要綱第6条第1項の規定により、委員長にお願いいたします。</p>
議長 (委員長)	<p>2 議題</p> <p>(1) 第三次北本市地域福祉計画・地域福祉活動計画素案について</p> <p>事務局より、(1) 第三次北本市地域福祉計画・地域福祉活動計画素案についての説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>(資料1、2に沿って説明)</p>
議長 (委員長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>1点目は、子どもの権利に関する条例ができたことに関連した取り組みを、計画の中にどのように入れていくかということです。</p> <p>2点目は、成年後見についての基本的な考え方について、とりまとめるにあたり、皆さまにご意見をいただきたいということです。</p> <p>68ページの重層的な地域福祉ネットワークの構築についても、今後、</p>

山賀委員	<p>力を入れていくということですので、ご意見等があればお願いいたします。重点的な取り組みとして、ヤングケアラーや担い手の問題、8050問題等の課題もありますので、これらに関するご意見をいただきたいと思います。</p> <p>では、まず、子どもの権利に関する条例に関して、ご意見等があればお願いいたします。60ページ「配慮が必要な人への支援の充実」に、「子どもの権利条例の主旨を踏まえて、子どもを始め、すべての市民一人ひとりの尊厳が保たれ、その人らしく生きられるよう、虐待防止対策の充実を図ります」とあります。現在、行われている取り組み等は、こちらに記載されていますが、いかがですか。</p> <p>子どもの権利条例について、やはり、家族が変わらないと、またかわいそうな状況になってしまいます。</p> <p>今、社会福祉協議会が取り組んでいる、子どもの居場所づくりとしては、子ども食堂や学習支援等があります。</p>
議長（委員長）	<p>ありがとうございます。</p> <p>子どもの問題は家族の問題と切り離せないと思います。居場所づくり、学習支援等は別のところで議論されてきたと思いますが、子どものこととつなげて、あわせて子どもについても注意をしていくことで、かなり変わってくると思います。</p>
奥山委員	<p>社会福祉協議会では、居場所づくりに学習支援や子ども食堂をPRしながら行っていると思いますが、この資料の中では、市として取り組むべきことになっているようです。今まで、社会福祉協議会からのアプローチは大変多かったのですが、市からそのような支援についての表現は少なかったように思います。今後、バランスをとったほうがよいと思います。</p> <p>地域によっては、学習支援や子ども食堂の取り組みは始まっていますが、市はそれらを把握しておられますか。</p>
議長（委員長）	<p>ありがとうございます。事務局、いかがですか。</p>
事務局	<p>素案のページ60、61ページだと思います。記載されている取り組みに</p>

<p>深谷委員</p>	<p>関しては、行政が地域福祉計画、社会福祉協議会の地域福祉活動計画という位置付けですので、主体としては市の取り組み、社会福祉協議会の取り組みを掲載しています。</p> <p>学習支援については、60ページの表の下から3番目に記載しています。主体は市ですが、特に生活保護の受給者の方や生活困窮世帯の子どもを対象に、委託で事業を実施しているものもあります。</p> <p>他にも社会福祉協議会が主体になって行っている取り組みとしては、「きたもとBASE」という取り組みで、フードドライブ、フードパントリーを行っています。また、学習支援をしている主体が入ったり、制服のリユースについても話が進んでいます。これらは、現行の計画の中には位置付けのなかった新たな取り組みとして、スタートしていますので、この計画の中にどのような形で載せるのか、今後、社会福祉協議会とも検討して、積極的に掲載していきたいと考えております。</p> <p>補足させていただきます。</p> <p>実際に市が何をするのか、計画で見えにくい部分があると思いますが、私ども社会福祉協議会も単独では動いておらず、例えば、子育て支援課や健康づくり課、学校教育課等とも連携をとりながら、活動しています。特に共生福祉課とは情報を共有しながら、施策につながるように取り組んでいきたいと考えています。社会福祉協議会が一番、住民に近いので動いている印象があるかと思いますが、これまでも市と共同で取り組んでおります。</p>
<p>深谷委員</p>	<p>逆に61ページ④の「虐待、差別などの解消による明るい地域社会の創造」は社会福祉協議会で負うには重すぎると思いますので、市が行うものと思います。お互いが重なる部分もあると思います。学習支援も双方が行っています。今後も努力したいと考えております。</p>
<p>奥山委員</p>	<p>主任児童委員の立場で発言させていただきます。本来は市と連携して、教育課や学校教育と関わっていくべきで、そうすれば心強く感じます。市と共にできることとして結び付けていかないと、一方通行で終わってしまう可能性があると思います。</p>

議長（委員長）	<p>ご意見、ありがとうございました。</p> <p>今あるものを結び付けることで効果があるという貴重なご意見をいただきました。</p> <p>虐待のところで、子どもの虐待について何か医師会として把握していることはありますか。</p>
松崎委員	医師会としてはありません。
議長（委員長）	ありがとうございます。救急搬送についてはどうですか。
松崎委員	医師会全体がそのようなことを把握することは難しいですが、個々ではあると思います。なかなか情報をまとめるのが難しいです。
議長（委員長）	<p>ありがとうございます。</p> <p>子どもに関して、他にご意見等はございませんか。</p> <p>では、成年後見制度に移ります。62ページの成年後見制度利用促進基本計画について、ご意見やご感想等があればお願いいたします。</p>
吉野委員	<p>現在、市内でどれぐらいの方が成年後見制度を利用されていますか。</p> <p>個人的に利用している場合は、市では把握できないのでしょうか。</p>
事務局	その通りです。市で全数を把握しているわけではありません。
吉野委員	<p>利用促進ということですが、直接、市が関わっていない場合もあるので、市民に周知するということだと思えます。私は民生委員として「成年後見人」という言葉を聞く機会がありますが、具体的に相談されたことはありません。必要な制度なので、市民に周知していただくことが一番大切だと思います。</p>
事務局	<p>全体像としての把握はできておりませんが、逆に、身内の方や家族がいない単身の方であれば、市長申し立てという制度があります。家族に代わり市長が裁判所に成年後見を申し立て、裁判所が「この人に後見をお願いする」と決める形があります。これは市が関わっている事業ですので、件数として把握できています。多い場合でも、年に数件</p>

	<p>です。</p> <p>実際の成年後見制度を利用している方は、もっと多くなります。ご意見の通り、周知が必要だと思います。実際に認知症が重たく化した後に、手続きをしようと思っても難しいので、早めにご自身の将来のことを考えていただき、成年後見制度があるということも知っていただくことが必要だと考えております。</p>
吉野委員	<p>地域包括支援センター等も周知に努めていただけるとよいと思います。</p>
近藤委員	<p>相談件数としては、確かに少ない状況ではありますが、認知症が増えてきておりますので、少しずつですが増えている印象をもっています。認知症になってから動き出すことは、ご家族間の関係等もあり、難しいと思います。予め、市民講座等で周知していくという方法はあったほうがよいと思います。</p>
議長（委員長）	<p>ありがとうございます。</p>
深谷委員	<p>成年後見制度自体が、大変使いにくいということがあります。法的に縛られており、柔軟な対応がしにくい部分があります。そこに根本的な問題があると思います。関係課としては、どこでしょうか。</p>
事務局	<p>やはり、今後、認知症の高齢者の方が増えていくということが考えられますので、高齢介護課が中心となっております。</p>
深谷委員	<p>私ども社会福祉協議会でも、成年後見制度の必要性は感じますが、それをフォローするものとして、使い勝手のよいものが必要だと思います。そのためには、弁護士や裁判所での手続きを踏むということが必要ですが、なかなか個人では難しいと思います。</p>
議長（委員長）	<p>この制度を使うために、フォローするしくみが必要だというご意見です。</p>

白石委員	<p>成年後見人については、精神障がい者にも必要です。2021年には知的障がい者の方が467名、精神障がい者の方が592名でしたが、その中で私が把握しているものとしては、成年後見人を実際に利用されている方は、精神障がいと知的障がい合わせて、およそ15人でした。</p> <p>その人数でよいのか、またそれほどのように使われているのかを心配しています。「表に出したくない」という思いの方もおられますので、わかりにくいということもあります。</p>
議長（委員長）	<p>ありがとうございます。1,000人以上の障がい者の方の中で、成年後見制度を利用されている方は、およそ15名ということです。しかも、表に出したくないという思いの方もおられるということですが、制度の周知と共に、使ってみた感想等も伝えていただけるとよいと思います。</p>
荒井委員	<p>私に関わるのは高齢者ですが、息子や娘と疎遠だったり、経済的な問題があると、成年後見制度を利用することは難しい場合もあります。私どもは要介護認定を受けた方を担当しますが、本人が認定の手続きができる状態であれば、後見人をたてる手続きまでは正直行きません。つまり、成年後見制度の使い勝手が悪い部分を見直す必要があります。成年後見制度だけでは賅えない部分もとても多いので、カバーできない部分に支援が必要になります。後見人は「ここまではできるが、これ以上はできない」ということがありますので、そこには支援が必要です。</p>
議長（委員長）	<p>ありがとうございます。成年後見制度でやれることと、やれないことがあるということで、その部分での使い勝手の悪さがあるということです。使い勝手の悪さを整理する必要を感じますが、それを解決しながら周知を進めていかないと、名前だけ知っていただいても、なかなか利用につながらないと思います。必要としている人が利用できることが大切です。</p> <p>次に、重層的な地域福祉ネットワークの構築について、特に相談窓口の設置に関して、ご意見があればお願いいたします。ご感想でも結構です。</p>

<p>醍醐委員</p>	<p>重層的ということだと、複数の組織や団体が関与するのだと思いますが、対象者に支援する際の流れとして、どこが主軸になるのかを明らかにしていかないと、「どこかがやっている」ということで、結果的に十分な支援がされていないようなケースもあり得ると思います。グランドマップの上で、どこが主になって支援を行い、最終的にどのような経緯になるのかを、きちんと整えることが大切だと思います。</p> <p>「お任せしている」という意識があると、何がされているのかわからず、重複や漏れも起こりがちですので、何がなされているかを明らかにすることが重要です。</p> <p>2点目です。複数の組織や団体が関与するという点だと、個人情報の保護等の問題があると思います。必要な手続きを明確にさせていただくことが望ましいと思います。</p>
<p>議長（委員長）</p>	<p>「だれもが関わる、どのような相談も断らない相談窓口」ということで、いろいろなことが関わることで、かえって主軸が不明確になるというご指摘です。主になるものを明確にした進め方が必要だというご意見です。</p> <p>また、個人情報についても、多くの機関が関わることで曖昧にならないようにすることが重要だというご意見です。</p>
<p>松崎委員</p>	<p>実際に、窓口で断らない相談とは、具体的にどこが窓口になるのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>今年4月に開設した「福祉の総合相談窓口」というものが、共生福祉課に設置されています。そこが一義的にはご相談を受け付けています。</p>
<p>松崎委員</p>	<p>とりあえず、困りごとを相談できる場所ということですね。</p>
<p>事務局</p>	<p>もちろん、そうです。</p> <p>また、その逆もしかりで、例えば高齢介護課や地域包括支援センター等の既存の窓口で相談をして、そこを通じて、福祉の総合相談窓口へ相談が持ち込まれることもあります。</p> <p>いろいろなところからの相談を吸い上げられるような体制ができれば</p>

	よいと考えております。
松崎委員	市民の皆さんにも周知されていますか。
事務局	6月の広報とホームページを通じた周知をしています。
松崎委員	窓口が周知されていることがわかりました。ありがとうございます。
議長（委員長）	他にご意見等はございませんか。
仲谷委員	「どのような相談も断らない相談窓口」というものに、非常に期待したいと思いますが、7ページの「子どもの権利に関する条例」に、「権利が侵害された場合にすぐに相談ができ」とありますが、これは「365日24時間体制」ということだと理解すればよろしいですか。
議長（委員長）	事務局、いかがですか。
事務局	いろいろな内容が考えられると思いますが、虐待等については県に、24時間体制の「虐待通報ダイヤル」があります。また、10月1日の条例の施行に合わせて、人権推進課に、「相談員」「子どもの権利擁護委員」を、設置し、相談を受け付ける体制を整える準備を進めています。基本的には役所の開庁時間と同じ時間の受け付けとなると思いますが、緊急性の高いものについては、別の窓口で受け付けるということになります。
議長（委員長）	「どのような相談も断らない相談窓口」とありますが、ここが一般の市民の方にとっては理解が難しく、期待が大きくなってしまっていると思います。
事務局	補足させていただきます。この4月から、福祉の総合相談窓口を設置しましたが、各相談窓口がなくなっているわけではありません。高齢者の相談窓口も障がい者の相談窓口、児童の相談窓口も、それぞれが従来通り実施しています。相談の内容が整理されている方については直接ご相談いただいたほうが早いと思いますが、高齢者と障害者のダ

	<p>ブルケアの問題や8050問題等で、どの相談窓口に行けばよいのかわからない方は、総合相談窓口に来ていただければ、お話を聞き、適切な相談窓口をご案内するということになります。引きこもり等については、これまで、なかなか対応難しかった経緯がありますので、総合相談窓口がそのまま対応していくことになります。</p> <p>まだ制度が始まったばかりで、周知が足りていないことは事実ですので、今後は広報について努力していきたいと考えております。よろしくお願いたします。</p>
議長（委員長）	<p>ありがとうございます。</p> <p>「窓口はどこにあるのか」という質問がありますが、総合相談窓口と従来からある分野が明確化された窓口があり、時間の限られたものと365日24時間対応しているものがありますので、周知の方法も含め、ご検討をいただきたいと思います。「どのような相談も断らない相談窓口」という表記に対して、「今までは断ってきた相談があるのか」という誤解も生まれそうではあります。</p>
奥山委員	<p>年配の方は、全員がパソコンを見るとは限りませんので、ホームページに掲載しても見ることができない方もおられます。また町会に入っておらず、広報誌が届かない方もおられます。ご自身で市役所に取りに来られる方も大勢おられます。バランスよく周知を進めることができ、皆さんに理解していただけることが重要だと思います。特に高齢の方に配慮していただけるとよいと思います。</p>
議長（委員長）	<p>ありがとうございます。</p> <p>周知に関しては、前回から、広報の字が小さすぎるというご指摘もありますので、周知のしかたについてもご検討いただきたいと思ます。</p>
吉野委員	<p>現状では「会って話をする」ということが難しいので、情報が飛び交いません。スマートフォンやインターネットを使っている人ではなく、本当に情報が必要な方に情報が届かないということを意識して、ご検討いただきたいと思ます。民生委員として訪問すると、そのような状況になるとは考えておられなかった人が、現実にお困りになっ</p>

議長（委員長）	<p>ています。地域包括支援センターや施設でも、人が交わる機会がなくなり、生の声が届かないと聞きます。井戸端会議は、そこから拾い上げるものがあり、重要だと思います。周知することは非常に難しいと思います。</p> <p>ありがとうございます。周知の方法については、ご検討をいただきたいと思います。では、次に、重点的な取り組みとして73ページに挙げられている、ヤングケアラーの問題、担い手の問題等について、ご意見、ご感想、ご質問等があればお願いいたします。</p>
鹿島委員	<p>全般的なことになりますが、本日の資料の中、施策の展開から、市民に協力してもらいたいこと、地域に協力してもらいたいことがあります。これは新たに付け加えられた内容ですか。</p>
事務局	<p>はい、そうです。</p>
鹿島委員	<p>大変、よい取り組みだと思います。どこに、どのように相談すればよいのか、具体的なものが、1つ1つの項目について書いてあります。できれば、これをもう少しまとめて、困ったときの手引き書のような形にすることができれば、わかりやすいと思います。「市のために、みんなのために、自分ができることは何か」と思ったときに、その手引き書を見れば、具体的なヒントが得られるような形に示していただけるとありがたいと思います。</p> <p>SNS等が理解できない、私どもの年齢の方が3割以上おられ、その方たちがそのようなことを求めていますので、「困ったときには、このようにしてください」というような具体的な項目をつくっていただけると、冊子に対する愛着も湧き、活用していただけたと思います。読んでおもしろいと感じられるような内容があれば興味ももてると思います。</p>
議長（委員長）	<p>ありがとうございます。</p> <p>手引き書のようなものがあるとよいという意見をいただきました。最後に、全般的にご意見があればお願いいたします。</p>

白石委員	<p>訂正があります。先ほど、お示した成年後見制度の利用者の人数が間違っておりました。私が把握している人数は5名です。申し訳ありません。</p> <p>例えば、子どもさんが亡くなったので、制度を利用したいと申し出られる方がおり、子どもは助かっています。私の場合は、障害者福祉団体連絡協議会として活動しております。</p>
議長（委員長）	貴重な数字をお示しいただき、ありがとうございます。
白石委員	成年後見人の名前等は、届け出がしてあるのですか。
事務局	成年後見人は家庭裁判所で選任するものですので、市には情報は届きません。
議長（委員長）	<p>ありがとうございます。</p> <p>他に、素案についてご意見等はございませんか。</p>
奥山委員	74ページ（3）行政で「職員は常に市民目線に立ち、市民の信頼を得ながら、ともに知恵を出し合い、“市民と協働で取り組む職員”の育成に努めます」とありますが、大切な表現だと思いました。
議長（委員長）	<p>ありがとうございます。</p> <p>他にないようであれば、素案についての審議を終わります。たくさんのご意見をありがとうございました。</p> <p>（2）その他</p>
議長（委員長）	事務局より、（2）その他について、何かありますか。
事務局	特にありません。
議長（委員長）	<p>ありがとうございます。</p> <p>では、審議を終了いたします。長時間にわたり、貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。進行を事務局にお返しします。</p>

事務局	<p>皆さま、慎重なご審議をたまり、ありがとうございました。また、貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。計画に反映できるように、事務局として考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>3 閉会</p> <p>以上をもちまして、本日の審議はすべて終了いたしました。閉会にあたり、副委員長より閉会の言葉をお願いいたします。</p>
副委員長	<p>(閉会のあいさつ)</p> <p>以上で、令和4年度第2回北本市地域福祉推進委員会を閉会いたします。ありがとうございました。</p>